

在宅介護支援センター愛生苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛生会（以下「事業者」という。）が開設する在宅介護支援センター愛生苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、自身の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、指定居宅介護支援の提供に当たっては、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の相談に 24 時間連絡可能な体制を確保し、必要に応じて利用者の状態に即した指定居宅介護支援を実施する体制を確保する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 在宅介護支援センター愛生苑
- (2) 所在地 千葉県八千代市吉橋 1059 番地 17

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、主任介護支援専門員）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、自らも指定供託介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

(2) 営業時間 午前9時から午後6時（必要に応じて、24時間連絡可能）

(3) 休業日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等を訪問し、利用者又はその家族に対し、指定居宅サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、利用者の希望とその課題に基づき、居宅サービス計画を作成する。
- 3 居宅サービス計画の作成に当たっては、該当地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求める。また、利用者の主体的参加を促すため、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について利用者又はその家族に丁寧に説明を行い、その同意を文書により得ることとする。
- 4 指定居宅介護支援の提供に当たっては居宅サービス等の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないように利用者の立場に立ち、公正中立に行う。指定居宅介護支援の開始に当たって、当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、利用者又はその家族に十分説明を行い、理解を得るように努める。
- 5 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別計画書の提出を求め、意識の共有を図る。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、状況に応じて月一回程度（状態の変化が著しい場合

等を除く) 利用者の居宅を訪問することにより利用者の課題把握を行い、その内容を記録する。必要に応じて、居宅サービス計画書の変更及びサービス事業所等との連絡調整、その他の便宜を図る。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、実費を徴収する場合がある。尚、自動車を使用した場合の算定方法は次の額とする。

(1) 実施地域を超えた地点から、片道 5 km以上 10 km未満 400 円

(2) 実施地域を超えた地点から、片道 10 km以上 400 円+1 kmにつき 50 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八千代市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第10条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第11条 介護支援専門員等は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はそ

の家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、介護支援専門員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護支援専門員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、介護支援専門員等が虐待またはセルフネグレスト等の虐待に準ずる事項を早期に発見できるように努め、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届け出について適切な対応をとる。
 - 3 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村の窓口に通報するものとし、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体的拘束等の適正化)

第13条 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(従業員の研修)

第14条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため、次の各号に定める研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅サービス計画
- (3) アセスメントの結果記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリングの結果記録
- (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (7) 苦情の内容等に関する記録
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、利用者に対する適切な居宅介護支援の提供を確保するために居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、介護支援専門員等に対し適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週一回以上開催し、指定居宅介護支援を行う上で資質向上を図るものとする。

3 事業者は、地域包括支援センターからの相談等、支援困難な方の相談にも対応できる体制を整備する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年4月1日改訂

平成31年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂